

熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県における配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進し、もって地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の構築を図るため、予算の範囲内において熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「配偶者暴力被害者等」とは、配偶者暴力（以下「DV」という。）の被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等を指す。
- (2) 「民間シェルター等」とは、民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設であり、DV被害者等に対する保護を行う場（部屋）を有する団体を指す。単にDV被害者等の避難・保護のみではなく、居場所のない若年女性への居住場所の提供、及びDVからの避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）も含む。
- (3) 「先進的な取組」とは、民間シェルター等の基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、DV被害者等に対する支援の充実が認められる取組を指す。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 民間シェルター等であること。
- (2) 政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号の規定に該当しない者であること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 受入体制整備事業

被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充、利便性や安全性に配慮した受入れ施設の改善や居住場所の確保等の環境整備を行う事業

(2) 専門的・個別的支援事業

被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用又は派遣及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業

(3) 切れ目ない総合的支援事業

施設退所後においても、支援の切れ目が生じないように、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など総合的かつ中長期的な支援を行う事業

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第5条 補助対象経費の基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表の基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 前項で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、別表に定める下限に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、熊本県補助金交付規則第3条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第3条の規定による交付申請書(別記第1号様式)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本県補助金交付規則第6条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第4条の規定による交付決定通知書(別記第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

(1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月3日のいずれか早い日までに、知事に対し所定の実績報告書を行うこと。

(5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、県の求めに応じこれに協力すること。

- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。また、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（以下「適正化法施行令」という。）第14条第2項の規定により定められた期間を経過するまで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を熊本県に納付させることがある。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により定められた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (9) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他知事が必要があると認める事項を遵守すること。

(交付申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ熊本県補助金交付規則第7条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第5条の規定による変更申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の20%を超える増減
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (ア) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業を実施する民間シェルター等の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。
 - (イ) 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の規定による変更又は中止の承認の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本県補助金交付規則第7条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第5条の規定による変更交付決定通知書（別記第5号様式）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは当該通知に際し、条件を付すものとする。

(事業に関する事故等の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る民間シェルター等の活動状況を把握し、本補助金の適切な運用を図るとともに、民間シェルター等における不適切な事業実施があった場合、補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに県へ連絡し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第10条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過する日又は翌年度の4月3日のいずれか早い日までに、熊本県補助金交付規則第13条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第9条の規定による実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 前条第1項の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めるときは、熊本県補助金交付規則第14条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第10条の規定による交付確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者に補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするとき（概算払等を受けようとするときを含む。）は、熊本県補助金交付規則第16条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第11条の規定による交付申請書（別記第9号様式）（概算払等を請求するときは、別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、補助金の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第14条第1項の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条の規定による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができることとする。

- (1) 第8条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 第10条第2項に規定する承認の条件に違反した場合
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付(概算交付を含む。)を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を県に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次廻りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第20条 知事は、補助事業者等が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(雑則)

第21条 この事業は、内閣府男女共同参画局が実施する、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)(以下「国事業」という。)の交付を受けて行うものであり、国事業の交付額を上限とし、県の予算の範囲内で行うこととする。

2 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表)

基準額	対象経費	補助率
<p>次の事業を行う場合</p> <p>① 受入体制整備事業</p> <p>② 専門的・個別的支援事業</p> <p>③ 切れ目ない総合的支援事業</p> <p>民間シェルター等1か所当たり、年額1,930千円</p> <p>※1 上記金額には、事業管理経費として、①、②及び③に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。</p> <p>※2 年額200千円(事業管理経費を含む。)を下限とする。</p> <p>※3 補助金の対象経費は、補助を受ける年度中(第7条の規定による交付決定前の期間を含む。)に要する経費を対象とする。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等</p>	<p>10/10</p>